神 労 発 基 0531 第 1 号 平 成 28 年 5 月 31 日

別記 [通知先 機関・団体 一覧]の機関・団体 代表者殿

神奈川労働局長

労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について(産業医の選任関係)

労働基準行政の運営について、日頃から格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、労働安全衛生規則の一部を改正する省令(平成 28 年厚生労働省令第 59 号。以下「改正省令」 という。)が、平成 28 年 3 月 31 日に公布され、平成 29 年 4 月 1 日から施行されます。

改正省令による改正後の労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)の定め(新旧の定めの対照を含む)は別添のようになりますが、今般の改正の趣旨、内容等は下記のとおりですので、貴団体におかれましても、これらを十分御理解いただくとともに、貴団体の会員及び関係事業場等に対する周知を賜りますようお願い申し上げます。

記

#### 第1 改正省令の趣旨

事業経営の利益の帰属主体(以下「事業者」という。)の代表者や事業場においてその事業の実施を総括管理する者が産業医を兼務した場合、労働者の健康管理と事業経営上の利益が一致しない場合が想定され、産業医としての職務が適切に遂行されないおそれがある。このため、事業者の代表者や事業場においてその事業の実施を総括管理する者を産業医として選任してはならないことについて規定したこと。

### 第2 細部事項

1 第13条第1項第2号イ関係

事業者の代表者を当該法人の事業場において産業医として選任してはならないが、他の事業者の事業場において産業医として選任されることは差し支えないこと。

2 第13条第1項第2号口関係

事業者が法人でない場合にあって、事業を営む個人を当該事業場において産業医として選任 してはならないが、他の事業場において産業医として選任されることは差し支えないこと。

3 第13条第1項第2号 ハ 関係

事業場においてその事業の実施を総括管理する者を当該事業場において産業医として選任してはならないが、他の事業場において産業医として選任されることは差し支えないこと。

# 労働安全衛生規則第13条(改正後の規定)-平成29年4月1日施行

- 第一項 法第十三条第一項の規定による産業医の選任は、次に定めるところにより行わなければ ならない。
- 一 産業医を選任すべき事由が発生した日から十四日以内に選任すること。
- 二 次に掲げる者(イ及びロにあっては、事業場の運営について利害関係を有しない者を除く。) 以外の者のうちから選任すること。
  - イ 事業者が法人の場合にあっては当該法人の代表者
  - ロ 事業者が法人でない場合にあっては事業を営む個人
  - ハ 事業場においてその事業の実施を統括管理する者
- 三 常時千人人以上の労働者を使用する事業場又は次に掲げる業務に常時五百人以上の労働者を従事させる事業場にあっては、その事業場に専属の者を選任すること。
  - イ 多量の高熱物体を取り扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務
  - ロ 多量の低温物体を取り扱う業務及び著しく寒冷な場所における業務
  - ハ ラジウム放射線、エツクス線その他の有害放射線にさらされる業務
  - ニ 土石、獣毛等のじんあい又は粉末を著しく飛散する場所における業務
  - ホ 異常気圧下における業務
  - へ さく岩機、鋲打機等の使用によって、身体に著しい振動を与える業務
  - ト 重量物の取扱い等重激な業務
  - チ ボイラー製造等強烈な騒音を発する場所における業務
  - リ 坑内における業務
  - ヌ 深夜業を含む業務
  - ル 水銀、砒素、黄りん、弗化水素酸、塩酸、硝酸、硫酸、青酸、苛性アルカリ、石炭酸そ の他これらに準ずる有害物を取り扱う業務
  - ヲ 鉛、水銀、クロム、砒素、黄りん、弗化水素、塩素、塩酸、硝酸、亜硫酸、硫酸、一酸 化炭素、二硫化炭素、青酸、ベンゼン、アニリンその他これらに準ずる有害物のガス、蒸 気又は粉じんを発散する場所における業務
  - ワ 病原体によって汚染のおそれが著しい業務
  - カ その他厚生労働大臣が定める業務
- 四 常時三千人をこえる労働者を使用する事業場にあっては、二人以上の産業医を選任すること。

## 労働安全衛生規則第十三条 新旧対照表

#### 改正前(旧)

### 改正後(新)

#### 第一項

法第十三条第一項の規定による産業医の選任は、 次に定めるところにより**行なわ**なければならない。

・ 産業医を選任すべき事由が発生した日から十 四 日以内に選任すること。

- 常時千以上の労働者を使用する事業場又は次 三 常時千以上の労働者を使用する事業場又は次 に 掲げる業務に常時五百人以上の労働者を従事 させ る事業場にあっては、その事業場に専属の者 を選任すること。
- イ 多量の高熱物体を取り扱う業務及び著しく

熱な場所における業務

ロ 多量の低温物体を取り扱う業務及び著しく

冷な場所における業務

- ハ ラジウム放射線、エツクス線その他の有害放 射線にさらされる業務
- ニ 十石、獣毛等のじんあい又は粉末を著しく飛 散する場所における業務
- ホ 異常気圧下における業務
- さく岩機、鋲打機等の使用によって、身体に 著しい振動を与える業務
- ト 重量物の取扱い等重激な業務
- チ ボイラー製造等強烈な騒音を発する場所に おける業務
- リ 坑内における業務
- ヌ 深夜業を含む業務
- ル 水銀、砒素、黄りん、弗化水素酸、塩酸、硝 酸、硫酸、青酸、苛性アルカリ、石炭酸その他 これらに準ずる有害物を取り扱う業務
- ヲ 鉛、水銀、クロム、砒素、黄りん、弗化水素、 塩素、塩酸、硝酸、亜硫酸、硫酸、一酸化炭素、 二硫化炭素、青酸、ベンゼン、アニリンその他 これらに準ずる有害物のガス、蒸気又は粉じん を発散する場所における業務
- ワ 病原体によつて汚染のおそれが著しい業務
- カ その他厚生労働大臣が定める業務
- <mark>三 常時三千人をこえる労働者を使用する事業場|四 常時三千人をこえる労働者を使用する事業場</mark> に あっては、二人以上の産業医を選任すること。

第一項

法第十三条第一項の規定による産業医の選任は、 次に定めるところにより**行わ**なければならない。

- 産業医を選任すべき事由が発生した日から十 四 日以内に選任すること。
- 二 次に掲げる者(イ及びロにあっては、事業場の 運営について利害関係を有しない者を除く。)以 外の者のうちから選任すること。
- イ 事業者が法人の場合にあっては当該法人の
- ロ 事業者が法人でない場合にあっては事業を
- ハ 事業場においてその事業の実施を統括管理 る者
- に 掲げる業務に常時五百人以上の労働者を従事 させ る事業場にあっては、その事業場に専属の者 を選任すること。
- イ 多量の高熱物体を取り扱う業務及び著しく

熱な場所における業務

ロ 多量の低温物体を取り扱う業務及び著しく

冷な場所における業務

- ハ ラジウム放射線、エツクス線その他の有害放 射線にさらされる業務
- ニ 十石、獣毛等のじんあい又は粉末を著しく飛 散する場所における業務
- ホ 異常気圧下における業務
- へ さく岩機、鋲打機等の使用によって、身体に 著しい振動を与える業務
- ト 重量物の取扱い等重激な業務
- チ ボイラー製造等強烈な騒音を発する場所に おける業務
- リ 坑内における業務
- ヌ 深夜業を含む業務
- ル 水銀、砒素、黄りん、弗化水素酸、塩酸、硝 酸、硫酸、青酸、苛性アルカリ、石炭酸その他 これらに準ずる有害物を取り扱う業務
- ヲ 鉛、水銀、クロム、砒素、黄りん、弗化水素、 塩素、塩酸、硝酸、亜硫酸、硫酸、一酸化炭素、 二硫化炭素、青酸、ベンゼン、アニリンその他 これらに準ずる有害物のガス、蒸気又は粉じん を発散する場所における業務
- ワ 病原体によつて汚染のおそれが著しい業務
- カ その他厚生労働大臣が定める業務
- に あっては、二人以上の産業医を選任すること。

## 通知先 機関・団体 一覧

## 機関・団体

公益社団法人 神奈川県医師会 公益社団法人 神奈川県病院協会 公益社団法人 横浜市病院協会 公益社団法人 川崎市病院協会 公益社団法人 相模原市病院協会 三浦半島病院会 鎌倉市医師会病院会 湘南病院協会 湘南西部病院協会 厚木病院協会 大和·高座病院協会 小田原医師会病院会 足柄上病院会 神奈川県健康管理機関協議会 社会福祉法人 神奈川県社会福祉協議会 一般社団法人 神奈川県老人保健施設協会 一般社団法人 神奈川県高齢者福祉施設協会 神奈川県訪問介護ステーション連絡協議会 公益社団法人 かながわ福祉サービス振興会 神奈川県 保健福祉局 公益社団法人 神奈川労務安全衛生協会 公益財団法人 かながわ健康財団 (独) 労働者健康安全機構 神奈川産業保健総合支援センター

# 事業場の皆様へ 確認しましょう!

# 産業医を選任していますか? 代表者が産業医を兼務していませんか?

# 産業医を選任していますか?



常時50人以上の労働者を使用する事業場においては、事業者は**産業医を選任**しなければなりません。

(労働安全衛生法第13条、労働安全衛生法施行令5条)

産業医の選任、選任している産業医の変更の際には、所轄 の労働基準監督署に届け出が必要です。

(労働安全衛生規則第2条第2項、同規則第13条第2項)

# 法人や事業場の代表者を産業医として 選任していませんか?



産業医は、事業者に対し、労働者の健康に関わることについて、勧告を行うことができます。

(労働安全衛生法第13条第3項)

しかし、産業医として法人や事業場の代表者\*が選任されている場合、労働者の健康管理よりも事業経営上の利益を 優先する観点から、産業医としての職務が適切に遂行され ないおそれもあり、適切ではありません。もしそうした者 を選任している場合は早期に改善しましょう。

※法人の代表者又は事業経営主(事業者の代表者)

(例) 代表取締役、医療法人又は社会報祉法人の理事長

事業場においてその事業の実施を統括管理する者(事業場代表者)

(例)病院又は診療所の院長、老人福祉施設の施設長



厚生労働省·都道府県労働局·労働基準監督署